

## 最良執行方針

株式会社 coinbook（以下、「当社」といいます。）は、お客様からいただいた暗号資産の交換等の係る注文を、お客様が選択された取引方法にしたがって執行されますので、当社が受注後に執行方法を変更することはありません。この最良執行方針は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 23 条第 2 項の規定に従いお客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

### 1. 取引方法について

#### ① 暗号資産取引所

暗号資産取引所は、お客様（個人に及び法人\* 1）の売買の指値注文から注文板を形成し、「価格優先」「時間優先」等の優先順位に従って売買注文のマッチングを行う競争売買取引です。なお、流動性の供給及び当社保有の暗号資産の売却の目的で当社が自己勘定取引を行う場合があります。

\*1.法人の対象取引は、当社取引所をカバー先とする暗号資産交換業者による売買、IEO 発行体及びそのプロジェクトに関わる法人における「保有暗号資産」の売却に限定されます。

#### ② OTC 取引

OTC取引は、お客様（個人及び法人）の売買注文について当社が相手方となって取引を行う店頭取引であり、暗号資産の購入及び売却が可能です。当社は、お客様の注文時に、売買別にそれぞれ異なる取引価格を提示いたします。提示する取引価格は、カバー取引先から配信される価格を基にした当社独自の価格です。

### 2. その他

システム障害等により、やむを得ず、上記方法に基づいた方法と異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、取引価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等のさまざまな要素を総合的に勘案して執行することになります。

以上

2022年4月27日制定  
2022年10月19日改定  
2023年3月13日改定